

最終公表
2021年4月

*International Ethics Standards Board
for Accountants®*

報酬に関するIESBA倫理規程 の改訂

IESBA

International
Ethics Standards
Board for Accountants®

この文書は [International Ethics Standards Board for Accountants®](https://www.iesba.org/) (IESBA®)により作成、承認された。

IESBA について

IESBA は、独立した国際的な基準設定審議会である。IESBA の使命は、監査人の独立性に関する要求事項を含む倫理基準を策定することにより、公共の利益に資することであり、強固で国際的に適用可能な *職業会計士のための国際倫理規程 (国際独立性基準を含む。)* (倫理規程) を通じて、全ての職業会計士の倫理的な行動と実践のための規範を高めることを目指している。

IESBA は、1 セットの質の高い倫理基準が、職業会計士の提供する業務の質と一貫性を高め、それによって会計専門職に対する社会からの信用と信頼に寄与すると考えている。IESBA は、諮問助言グループ (CAG) からの助言を得て、公益監視委員会 (PIOB) の監督の下に、公共の利益に資する基準を策定している。

本文書の公表は公益監視委員会 (PIOB) の承認を得ており、同委員会は、本文書の作成において適正なプロセスが踏まれ、公共の利益が適切に考慮されていると判断した。

IESBA の運営をサポートする構造及びプロセスは International Federation of Accountants® (IFAC®) によって促進されている。著作権©IFAC 2021 年 4 月。著作権、商標及び許可に関する情報については、24 ページを参照。

報酬に関する IESBA 倫理規程の改訂

目次

クリーン版	
パート 4A – 監査及びレビュー業務に関する独立性.....	4
セクション 410	4
適合修正.....	15
セクション 120	15
セクション 270	15
セクション 320	17
セクション 330	18
セクション 400	18
セクション 905	19
現行版からの修正履歴.....	23
適用日	23

パート 4A – 監査及びレビュー業務に関する独立性

セクション 410

報酬

序説

- 410.1 会計事務所等は、基本原則を遵守し、独立性を保持しており、かつセクション 120 に規定する概念的枠組みを適用して独立性に対する阻害要因を識別し、評価してそれに対処することが求められる。
- 410.2 セクション 330 は、報酬及びその他の対価に関する取決めの水準及び内容が一つ又は複数の基本原則の遵守に対する自己利益の阻害要因を生じさせる可能性がある場合における、概念的枠組みの適用に関連する適用指針を規定している。本セクションは、監査業務の依頼人に請求される報酬から生じる独立性に対する阻害要因の識別、評価及びそれへの対処を目的とした概念的枠組みの適用に関連する、具体的な要求事項及び適用指針を定めている。

要求事項及び適用指針

総則

- 410.3 A1 専門業務に対する報酬は、通常、監査業務の依頼人との間で交渉され、監査業務の依頼人によって支払われるが、独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。こうした慣行は、財務諸表の想定利用者により一般的に認識され受容されている。
- 410.3 A2 監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合、利害関係者は会計事務所等の独立性に関して高い期待を寄せている。透明性は、統治責任者及び幅広い利害関係者の意見と判断の基礎となるより良い情報をもたらすことに寄与するため、本セクションでは、統治責任者及びより一般の利害関係者に向けた、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する報酬に関連する情報の開示について定める。
- 410.3 A3 本セクションの目的において、監査報酬は財務諸表の監査及びレビューに対する報酬及びその他の対価で構成される。財務諸表の監査に対する報酬について言及する際、これには特別目的の財務諸表の監査又は財務諸表のレビューに対する報酬を含まない。(参照：R410.23(a)、410.25 A1 及び R410.31(a))

監査業務の依頼人によって支払われた報酬

- 410.4 A1 報酬が監査業務の依頼人と交渉され、監査業務の依頼人によって支払われた場合、自己利益の阻害要因を生じさせるとともに、独立性を阻害する不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせる可能性がある。
- 410.4 A2 概念的枠組みの適用には、監査又はその他の業務を監査業務の依頼人に対して受嘱する以前に、会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人に提案された報酬によって生じる独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかを判断することが求められる。また、概念的枠組みの適用には、監査に関する業務期間中に事実及び状況が変化する場合にそうした阻害要因を再評価することも求められる。
- 410.4 A3 監査その他の業務に対する報酬が監査業務の依頼人によって支払われた場合に生じる阻害要因の水準を評価する上で関連する要素には、以下が含まれる。

- 報酬の水準、及び会計事務所等の営利上及び市場における優先事項を考慮して、必要となるリソースに関する配慮がどの程度か。
 - 監査に対する報酬と、監査以外の業務に対する報酬とのつながり、及び両要素の相対的な規模
 - 業務に対する報酬の水準と業務の成果との因果関係の程度
 - 報酬が、会計事務所等によって提供される業務に対するものか、それともネットワーク・ファームによって提供されるものか。
 - 会計事務所等又はネットワーク・ファームによって提供される業務の文脈における報酬の水準
 - 会計事務所等及びネットワーク・ファームの運営体制及び報酬上の取決め
 - 依頼人、又は会計事務所等、ネットワーク・ファーム、パートナー若しくはオフィスに依頼人を紹介する第三者の重要性
 - 例えば社会的影響度の高い事業体であるかどうかといった、依頼人の性格
 - 関連事業体が姉妹事業体である場合等、依頼人と監査以外の業務が提供される関連事業体との間の関係
 - 監査人の選任及び報酬の合意に対する統治責任者の関与、並びに彼ら及び依頼人の経営者による、監査の質及び報酬の全体的水準への明白な重視
 - 報酬の水準が、規制当局等の独立した第三者によって設定されているかどうか。
 - 会計事務所等による監査業務の質が、監督機関等の独立した第三者の検証の対象となっているかどうか。
- 410.4 A4 120.15 A3 に記載されている条件、方針及び手続（特に、IAASB により公表された品質マネジメント基準に準拠して、会計事務所等によりデザインされ適用されている品質マネジメントシステムの存在）も、独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかの評価に影響を与える可能性がある。
- 410.4 A5 以下の要求事項及び適用指針は、阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかを判断する際に更なる評価が必要となる可能性のある状況を識別している。そうした状況に関して、適用指針には、阻害要因の評価に関連する可能性のある追加的な要素の例示が含まれている。

監査報酬の水準

- 410.5 A1 監査に対してか又は他の業務に対してかを問わず、監査業務の依頼人に請求される報酬の決定は、会計事務所等が、技術的及び専門的な基準に関する要求事項を含め、具体的な業務に関連する事実及び状況を考慮して行う経営判断である。
- 410.5 A2 監査業務の依頼人によって支払われた監査報酬の水準によって生じる自己利益の阻害要因及び不当なプレッシャーを受ける脅威の水準を評価する上で関連する要素には、以下が含まれる。
- 監査報酬に関する会計事務所等の営利上の論理的根拠
 - 依頼人により、監査報酬を削減する目的で不当な圧力が加えられた、又は加えられているかどうか。

- 410.5 A3 そうした阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には以下が含まれる。
- 監査業務に関与していない適切なレビューアーに、業務の範囲及び複雑性を考慮して、提案された報酬の合理性を評価させること。
 - 監査業務に関与していない適切なレビューアーに、実施された業務を検証させること。

監査業務の依頼人に提供される監査以外の業務の影響

- R410.6 R410.7 で規定されている場合を除き会計事務所等は、監査報酬が、当該会計事務所等又はネットワーク・ファームによる監査業務の依頼人に対する監査以外の業務の提供によって影響を受けることのないようにしなければならない。
- 410.6 A1 監査報酬は、通常、410.23 A1 で識別されている事項をはじめ、複数の事項を複合的に反映している。しかし、監査業務の依頼人に対するその他の業務の提供は、監査報酬を決定する上で適切な考慮事項ではない。
- R410.7 R410.6 の例外として、監査報酬を決定する際、会計事務所等は、監査業務の依頼人に対する監査以外の業務の提供によって得た経験の結果として達成された経費の節減を考慮に入れることができる。

成功報酬

- 410.8 A1 成功報酬は、取引の成果又は実施した業務の結果に関連してあらかじめ決定された基礎に基づいて算定される。仲介者を通じて請求される成功報酬は、間接的成功報酬の例となる。本セクションでは、裁判所又は公的機関により確立された報酬は成功報酬とはみなされない。
- R410.9 会計事務所等は、監査業務に対して、直接的又は間接的に成功報酬を請求してはならない。
- R410.10 以下のいずれかの場合、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に対して提供する非保証業務に対して、直接的又は間接的に成功報酬を請求してはならない。
- (a) 報酬が財務諸表に関して意見を表明する会計事務所等によって請求され、報酬が当該会計事務所等にとって重要である又は重要であることが予期される。
 - (b) 報酬が監査の相当部分に参加するネットワーク・ファームによって請求され、報酬が当該会計事務所等にとって重要である又は重要であることが予期される。
 - (c) 非保証業務の成果、従って報酬の額が、財務諸表における重要な額の監査に関する将来の又は現時点の判断に依存する。
- 410.10 A1 R410.9 及び R410.10 により、会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人との間で、成功報酬に関する特定の取決めを結ぶ可能性は排除される。監査業務の依頼人に対する非保証業務を提供する際において、成功報酬に関する取決めの可能性が排除されない場合であっても、自己利益の阻害要因の水準には影響を与える可能性がある。
- 410.10 A2 そうした阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。
- 可能性のある報酬額の範囲
 - 成功報酬の根拠となる成果を、適切な権限を有する者が判断しているかどうか。
 - 想定利用者に対する、会計事務所等により実施される業務及び報酬の基礎の開示
 - 業務の内容

- 財務諸表への事象又は取引の影響
- 410.10 A3 自己利益の阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には、以下が含まれる。
- 非保証業務の実施に関与しなかった適切なレビューアーに、実施された業務を検証させること。
 - 報酬の基礎に関して、依頼人から書面による事前の同意を得ること。

報酬総額 – 監査報酬に対する監査以外の業務の報酬の割合

- 410.11 A1 会計事務所等又はネットワーク・ファームにより監査業務の依頼人に対して請求される報酬の大きな部分が依頼人に対する監査以外の業務の提供によって生じる場合、監査業務又はその他の業務のいずれかの喪失に対する懸念により自己利益の阻害要因の水準に影響が生じる可能性がある。そうした状況では、不当なプレッシャーを受ける脅威も生じる可能性がある。更なる考慮事項として、会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査以外の関係を重視しているという認識があり、これは監査人の独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 410.11 A2 そうした阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。
- 監査報酬に対する監査以外の業務の報酬の割合
 - 監査以外の業務に対する報酬が大きな割合で存在する期間の長さ
 - 以下を含む監査以外の業務の内容、範囲及び目的
 - 当該業務が反復的な業務かどうか。
 - 法令等が、当該業務を当該会計事務所等が実施するよう義務付けているかどうか。
- 410.11 A3 自己利益の阻害要因又は不当なプレッシャーを受ける脅威に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には、以下が含まれる。
- 監査又は監査以外の業務に関与しなかった適切なレビューアーに、関連する監査業務をレビューさせること。
 - 監査業務の依頼人に対して提供される、監査以外の業務の程度を削減すること。

報酬総額 – 期限経過の未収報酬

- 410.12 A1 監査業務の期間において、監査又は監査以外の業務に対して監査業務の依頼人により支払われるべき報酬が期限を経過しても未収である場合、自己利益の阻害要因の水準に影響を受ける可能性がある。
- 410.12 A2 一般的に、会計事務所等は監査報告書が発行される前に、そうした報酬の支払いを受けることが期待される。
- 410.12 A3 そうした自己利益の阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。
- 会計事務所等にとっての期限経過の未収報酬の重要性
 - 報酬が期限を経過して未収となっている期間の長さ
 - 期限経過の未収報酬の支払いに対する監査業務の依頼人の能力及び意欲に対する、会計事務所等の評価

410.12 A4 そうした阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には、以下が含まれる。

- 期限経過の未収報酬について部分的な支払いを得ること。
- 監査業務に参加していない適切なレビューアーに監査業務を検証させること。

R410.13 監査業務の依頼人から支払われるべき報酬の相当部分が、長期間にわたって未払いのままとなっている場合、会計事務所等は以下を判断しなければならない。

- (a) 期限経過の未収報酬は、依頼人に対する貸付金と同等の可能性があるかどうか。同等である場合、セクション 511 に規定する要求事項及び適用指針が適用される。
- (b) 会計事務所等が再び選任されること、又は監査業務を継続することが適切かどうか。

報酬総額 – 報酬依存度

全ての監査業務の依頼人

410.14 A1 監査意見を表明する会計事務所等により、監査業務の依頼人から生じる報酬総額が当該会計事務所等の報酬総額の大きな部分を占める場合、当該依頼人に対する監査及びその他の業務からの報酬への依存並びにその喪失による損失に対する懸念は、自己利益の阻害要因の水準に影響を与え、不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせる。

410.14 A2 会計事務所等の報酬総額を算定するに当たって、会計事務所等は、適切な場合、利用可能な前会計年度からの財務情報を使用し、その情報に基づいて割合を見積もる場合がある。

410.14 A3 そうした自己利益の阻害要因及び不当なプレッシャーを受ける脅威の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。

- 会計事務所等の運営体制
- 会計事務所等が、いずれかの監査業務の依頼人への依存度が低減される程度に多角化すると期待されるかどうか。

410.14 A4 そうした阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には、以下が含まれる。

- 会計事務所等のメンバーではない適切なレビューアーに監査業務を検証させること。
- 監査業務の依頼人に対して提供される、監査以外の業務の程度を削減すること。
- 会計事務所等の依頼人基盤を拡大し、当該依頼人への依存を軽減すること。
- 他の依頼人に提供される業務の程度を拡大すること。

410.14 A5 自己利益の阻害要因又は不当なプレッシャーを受ける脅威は、会計事務所等により監査業務の依頼人から生じる報酬が、会計事務所等の特定のパートナー又はオフィスの収益の大きな部分を占める場合に生じる。

410.14 A6 そうした阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。

- 特定のパートナー又はオフィスに対する監査業務の依頼人の質的及び量的重要性
- オフィス内の一名又は複数のパートナーの報酬が、当該依頼人から生じる報酬に依存している程度

410.14 A7 自己利益の阻害要因又は不当なプレッシャーを受ける脅威に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には、以下が含まれる。

- 監査業務に関与しなかった適切なレビューアーに、監査業務を検証させること。
- パートナーの報酬が、当該依頼人から生じる報酬によって重大な影響を受けないよう徹底を図ること。
- パートナー又はオフィスにより監査業務の依頼人に対して提供される、監査以外の業務の程度を削減すること。
- パートナー又はオフィスの依頼人基盤を拡大し、当該依頼人への依存を軽減すること。
- パートナー又はオフィスにより他の依頼人に提供される業務の程度を拡大すること。

社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人

R410.15 社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人からの報酬総額が、連続する 5 年間の各年において、会計事務所等が受領する報酬総額の 30%超を占めている、又は占める可能性が高い場合、会計事務所等は、以下のいずれかのアクションが阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとなる可能性があるかどうかを判断し、あると判断した場合にはそれを適用しなければならない。

- (a) 5 年目の財務諸表に関する監査意見の発行に先立って、当該財務諸表に関する監査意見を表明する会計事務所等のメンバーではない職業会計士に 5 年目の監査業務をレビューさせること。
- (b) 5 年目の財務諸表に関する監査意見の発行後、6 年目の財務諸表に関する監査意見の発行前に、当該財務諸表に関する監査意見を表明する会計事務所等のメンバーではない職業会計士又は職業団体に 5 年目の監査業務をレビューさせること。

R410.16 R410.15 に記載されている報酬総額が引き続き 30%を超える場合、会計事務所等は、毎年、R410.15 のいずれかのアクションに関連する年の業務に適用することが、会計事務所等によって依頼人から受領される報酬総額により生じる阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性があるかどうかを判断し、あると判断した場合にはそれを適用しなければならない。

R410.17 二つ以上の会計事務所等が依頼人の財務諸表の監査の実施に従事する場合、監査への他の会計事務所等の関与は、以下の場合、R410.15 (a)のアクションに相当するアクションとみなされる可能性がある。

- (a) R410.15 により対処される状況は、監査意見を表明する会計事務所等のうち一つのみ適用され、かつ
- (b) 各会計事務所等が、監査意見に関する完全な責任を独自に負う上で十分な業務を実施している。

社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人

R410.18 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人からの報酬総額が、連続した 2 年間の各年において、会計事務所等が受領する報酬総額の 15%超を占める、又は占める可能性が高い場合、会計事務所等は 2 年目の財務諸表に関する監査意見の発行に先立って、当該財務諸表に関する監査意見を表明する会計事務所等のメンバーではない職業会計士による、審査の目的に整合したレビュー（「発行前レビュー」）が阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するた

めのセーフガードとなる可能性があるかどうかを判断し、あると判断した場合にはそれを適用しなければならない。

- R410.19** 二つ以上の会計事務所等が依頼人の財務諸表の監査の実施に従事する場合、他の会計事務所等の監査への関与は、以下の場合、R410.18 のアクションに相当するアクションとみなされる可能性がある。
- (a) R410.18により対処される状況は、監査意見を表明する会計事務所等のうち一つのみ適用され、かつ
 - (b) 各会計事務所等が、監査意見に関する完全な責任を独自に負う上で十分な業務を実施している。
- R410.20** R410.21 を例外として、R410.18 に記載されている状況が5年間にわたって継続する場合、会計事務所等は、5年目に関する監査意見の発行後、監査人を辞任しなければならない。
- R410.21** R410.20 の例外として、会計事務所等は公共の利益に鑑みてそうすべきやむを得ない事情がある場合、以下を条件として、連続した5年の後も引き続き監査人となることができる。
- (a) 会計事務所等が関連する国の規制機関又は職業団体と協議し、それらが、当該会計事務所等が引き続き監査人となるのが公共の利益にかなうということに同意する場合で、かつ
 - (b) 6年目及びそれ以降の各年の財務諸表に関する監査意見の発行前に、会計事務所等は当該財務諸表に関する監査意見を表明する会計事務所等のメンバーではない職業会計士に、発行前レビューを実施させる。
- 410.21 A1 やむを得ない事情を生じさせる要素の一つは、依頼人の事業の内容及び所在地に鑑みて、現実的に監査業務を実行できる代替的な会計事務所等がないことである。

社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の報酬関連情報の透明性

報酬関連情報に関する統治責任者とのコミュニケーション

- 410.22 A1 会計事務所等による、報酬関連情報（監査及び監査以外の業務の両方に関して）に関する統治責任者とのコミュニケーションは、彼らによる会計事務所等の独立性の評価を支援する。これに関する有効なコミュニケーションはまた、例えば監査業務の範囲や程度及び監査報酬への影響に関して統治責任者が有する可能性のある期待に関する見解や情報についての、双方向の率直な意見交換を可能にする。

財務諸表の監査に対する報酬

- R410.23** R410.24 を例外として、会計事務所等は社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の統治責任者に対し、以下を適時に伝達しなければならない。
- (a) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に対して、会計事務所等又はネットワーク・ファームに支払われた、又は支払われるべき報酬
 - (b) 報酬の水準によって生じる阻害要因が許容可能な水準にあるかどうか、及び許容可能な水準ではない場合、そうした阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために会計事務所等が講じた又は講じる予定のアクション
- 410.23 A1 そうしたコミュニケーションの目的は、会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に対する報酬の背景及び文脈を提供し、統治責任者が会計事務所等の独立性を検討できるようにすることにある。伝達すべき内容及び程度は、事実及び状況に依存し、例えば以下が含まれ

る場合がある。

- 以下のような、報酬の水準に影響を与える検討事項
 - 監査業務の依頼人の事業の規模、複雑性及び地理的分布
 - 費消された時間又は監査の範囲及び複雑性に対してふさわしいと想定される費消時間
 - 監査の実施に利用又は費消されるその他のリソースの費用
 - 記録管理及び財務諸表作成プロセスの質
- 見積もられた又は請求された報酬に対する監査期間における調整、及びそうした調整の理由
- 報酬に影響を与えた、監査に関連する法令等及び職業的専門家としての基準に対する変更

410. 23 A2 会計事務所等には、そうした情報を可能な限り速やかに提供し、調整案を適宜に伝達することが推奨される。

R410. 24 R410. 23 の例外として、会計事務所等は、以下を条件として、他の社会的影響度の高い事業体により（直接的又は間接的に）完全に所有されている事業体の統治責任者に対し、R410. 23 に規定する情報を伝達しないことを判断できる。

- (a) 事業体が、当該他の社会的影響度の高い事業体のグループ財務諸表の中で連結されている。
- (b) 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、グループ財務諸表に対する意見を表明する。

その他の業務に対する報酬

R410. 25 R410. 27 を例外として、会計事務所等は社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の統治責任者に対し、以下を適時に伝達しなければならない。

- (a) 当該会計事務所等が意見を表明する財務諸表の対象期間において、会計事務所等又はネットワーク・ファームによる業務の提供に対し依頼人に請求される、R410. 23(a) で開示される以外の報酬。この目的に関して、そうした報酬は依頼人、及び会計事務所等が意見を表明する予定の財務諸表において連結されている、依頼人が直接又は間接的に支配する関連事業体に請求される報酬のみを含むものとする。
- (b) 410. 11 A1 に定めるとおり、会計事務所等が、監査報酬に対する監査以外の業務に対する報酬の割合によって、自己利益の阻害要因の水準に影響が生じる又は独立性に対する不当なプレッシャーを受ける脅威が生じると判断している場合、
 - (i) そうした阻害要因が許容可能な水準にあるかどうか、及び
 - (ii) 許容可能な水準にない場合、そうした阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために会計事務所等が講じた又は講じる予定のアクション

410. 25 A1 そうしたコミュニケーションの目的は、その他の業務に対する報酬の背景及び文脈を提供し、統治責任者が会計事務所等の独立性を検討できるようにすることにある。伝達すべき内容及び程度は、事実及び状況に依存し、例えば以下が含まれる可能性がある。

- 法令等によって求められるその他の業務に対する報酬の額

- 提供されるその他の業務の内容及びそれに関連する報酬
- 統治責任者により承認された一般的な方針の下で提供される業務の内容及び関連する報酬に関する情報
- 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に対して会計事務所等及びネットワーク・ファームが請求する報酬の累計額に対する R410. 25 (a) で言及されている報酬の割合

R410. 26 会計事務所等は、当該報酬が会計事務所等の独立性の評価に関連すると知っている又は関連すると信じる理由を有する場合、R410. 25(a)で求められるコミュニケーションにおいて、会計事務所等又はネットワーク・ファームによる業務の提供に関し、監査業務の依頼人が直接又は間接的に支配する他の関連事業体に対して請求される、R410. 23(a)に基づき開示される報酬以外の報酬を含めるものとする。

410. 26 A1 会計事務所等又はネットワーク・ファームによる業務の提供への対価として、そうした他の関連事業体に対し個別に又は合算して請求される、R410. 23(a)に基づき開示される報酬以外の報酬が、会計事務所等の独立性の評価に関連するかどうかを判断する際に検討することがある要素には、以下が含まれる。

- 報酬の交渉を含め、そうした業務の提供に関する会計事務所等又はネットワーク・ファームの選任における監査業務の依頼人の関与の程度
- 他の関連事業体によって会計事務所等又はネットワーク・ファームに支払われた報酬の重要性
- 依頼人により支払われた報酬に対する他の関連事業体からの報酬の割合

R410. 27 R410. 25 の例外として、会計事務所等は、以下のいずれも満たすことを条件として、他の社会的影響度の高い事業体により（直接的又は間接的に）完全に所有されている事業体の統治責任者に対し、R410. 25 に規定する情報を伝達しないことを判断することができる。

- (a) 事業体が、当該他の社会的影響度の高い事業体のグループ財務諸表の中で連結されている。
- (b) 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、グループ財務諸表に関する意見を表明する。

報酬依存度

R410. 28 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人からの報酬総額が、会計事務所等が受領する報酬総額の 15%超を占める又は占める可能性が高い場合、会計事務所等は統治責任者に対し、以下を伝達しなければならない。

- (a) 当該事実及びこの状況が継続する可能性が高いかどうか。
- (b) 生じる阻害要因への対処のために適用されるセーフガード。関連する場合、発行前レビューの利用を含む。（参照：R410. 18）、及び
- (c) R410. 21 に基づき、引き続き監査人を継続するとの提案

報酬関連情報の開示

410. 29 A1 社会的影響度の高い事業体の監査における公共の利益の観点から、会計事務所等の独立性の評価に関連すると合理的に考えられる可能性のある、会計事務所等と監査業務の依頼人との

間の職務上の関係について、利害関係者が可視性を有することが有益である。多くの国において、監査業務の依頼人により、会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われた、及び支払われるべき、監査及び監査以外の業務に対する報酬の開示に関する要求事項が既に存在する。そうした開示には、多くの場合、監査以外の業務に対する報酬を複数のカテゴリーに分割することが求められる。

R410. 30 法令等が、監査業務の依頼人に、監査報酬、会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われた、又は支払われるべき監査以外の業務に対する報酬、並びに報酬依存度に関する情報の開示を求めている場合、会計事務所等は社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の統治責任者と以下を協議しなければならない。

- (a) そうした、法令等により要求されていない開示を、適切とみなされる方法により、情報の適時性及びアクセス可能性を考慮して行うことの、依頼人の利害関係者にとっての利益
- (b) 支払われた、又は支払われるべき報酬並びに会計事務所等の独立性に対するその影響について、利用者の理解を向上させる可能性のある情報

410. 30 A1 支払われた、又は支払われるべき報酬並びに会計事務所等の独立性に対するその影響について、利用者の理解を向上させる可能性のある報酬関連情報の例には、以下が含まれる。

- 監査及び監査以外の業務に対する前年の報酬についての比較情報
- R410. 31 (b) に基づいて開示される、業務及びそれに関連する報酬の内容
- 依頼人からの報酬総額が、会計事務所等の受領する報酬総額の 15% 超を占める又は占める可能性が高い場合に適用されるセーフガード

R410. 31 R410. 30 に規定する統治責任者との協議後、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人が関連する開示を行わない程度に応じ、R410. 32 を例外として、会計事務所等は以下を開示しなければならない。

- (a) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に対して、会計事務所等及びネットワーク・ファームに対して支払われた、又は支払われるべき報酬
- (b) 会計事務所等が意見を表明する財務諸表の対象期間において、会計事務所等又はネットワーク・ファームによる業務の提供に対し依頼人に請求される、(a) で開示される以外の報酬。この目的に関して、そうした報酬は依頼人、及び会計事務所等が意見を表明する予定の財務諸表において連結されている、依頼人が直接又は間接的に支配する関連事業体に請求される報酬のみを含むものとする。
- (c) 監査業務の依頼人が直接又は間接的に支配する他の関連事業体に対して、会計事務所等又はネットワーク・ファームによる業務の提供の対価として請求される、(a) 及び (b) に基づき開示される以外の報酬であって、会計事務所等が、当該報酬が会計事務所等の独立性の評価に関連すると知っている又は関連すると信じる理由を有するもの。
- (d) 該当する場合、監査業務の依頼人からの報酬総額が、連続する 2 年間にわたって会計事務所等が受領する報酬総額の 15% 超を占める又は占める可能性が高いという事実、及びこの状況が最初に生じた年

410. 31 A1 会計事務所等はまた、410. 30 A1 に記載されている例をはじめ、支払われた、又は支払われるべき報酬及び会計事務所等の独立性に対する理解を促進する、報酬に関連した他の情報を開示する場合がある。

410.31 A2 R410.31(c) で要求される判断を下す際に会計事務所等が検討する可能性のある要素は、410.26 A1 に規定されている。

410.31 A3 R410.31 に従って報酬関連情報を開示する際には、会計事務所等は、利害関係者に対する情報の適時性及びアクセス可能性を考慮して、例えば以下のような適切とみなされる方法により情報を開示する場合がある。

- 会計事務所等のウェブサイトにおいて
- 会計事務所等の透明性報告書において
- 監査品質報告書において
- 利害関係者に宛てた書簡等、特定の利害関係者に対する対象を絞ったコミュニケーションを通じて
- 監査報告書において

R410.32 R410.31 の例外として、会計事務所等は以下のいずれかに関連した、R410.31 に規定される情報を開示しないことを決定できる。

- (a) グループ財務諸表も作成する親事業体。ただし、会計事務所等又はネットワーク・ファームがグループ財務諸表について監査意見を表明する場合。
- (b) 他の社会的影響度の高い事業体により（直接的又は間接的に）完全に所有されている事業体。ただし、以下の場合。
 - (i) 事業体が、当該他の社会的影響度の高い事業体のグループ財務諸表の中で連結されており、かつ
 - (ii) 会計事務所等又はネットワーク・ファームが、グループ財務諸表に関する意見を表明する。

レビュー業務の依頼人に関する検討事項

R410.33 本セクションは、会計事務所等が、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の報酬関連情報を伝達し、依頼人がそうした情報を開示しない場合における報酬関連情報を開示する上での要求事項を規定している。それらの要求事項の例外として、会計事務所等は、レビュー業務の依頼人が同時に監査業務の依頼人ではない場合、そうした情報を伝達しないこと又は開示を求めないことを決定できる。

適合修正

セクション 120

概念的枠組み

(略)

監査、レビュー及びその他の保証業務に関する検討事項

独立性

120.15 A1 会計事務所等所属の職業会計士は、国際独立性基準により、監査、レビュー又はその他の保証業務を実施する際には独立性を保持していることが求められる。独立性は、公正性及び誠実性の基本原則と結び付いている。それは以下で構成される。

- (a) 精神的独立性：職業専門家としての判断を損なう影響を受けることなく結論の表明ができ、それによって誠実に行動し、公正性及び職業的懐疑心を発揮できる精神状態
- (b) 外観的独立性：事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、会計事務所等の又は監査若しくは保証業務チームのメンバーの誠実性、公正性又は職業的懐疑心が損なわれていると判断する可能性が高いであろう事実及び状況の回避

120.15 A2 国際独立性基準は、監査、レビュー又はその他の保証業務を実施する際における独立性の維持を目的とした概念的枠組みの適用方法に関する要求事項及び適用指針を規定している。職業会計士及び会計事務所等は、そうした業務を実施する際に独立性を保持するために、これらの基準を遵守することが求められる。基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処を目的とした概念的枠組みは、独立性に関する要求事項の遵守に対してと同様の方法で適用する。120.6 A3 に記載されている基本原則の遵守に対する阻害要因のカテゴリーは、独立性に関する要求事項に対する阻害要因のカテゴリーでもある。

120.15 A3 120.6 A1 及び 120.8 A2 に記載されている、基本原則の遵守に対する阻害要因の識別及び評価を支援する可能性のある条件、方針及び手続は、独立性に対する阻害要因の識別及び評価にも関連する要素となる場合がある。監査、レビュー及びその他の保証業務の文脈において、会計事務所等により IAASB が発行した品質マネジメント基準に準拠してデザインされ適用される品質マネジメントシステムの存在は、そうした条件、方針及び手続の例である。

セクション 270

基本原則への違反のプレッシャー

(略)

要求事項及び適用指針

総則

R270.3 職業会計士は、以下を行ってはならない。

- (a) 他者からのプレッシャーが、基本原則の遵守違反につながることを許容すること。

(b) 他者に対して、他の従業者が基本原則に違反することにつながると当該会計士が知っている又は信じる理由があるプレッシャーを与えること。

270.3 A1 職業会計士は、専門業務を行う中で、例えば不当なプレッシャーを受ける脅威等、基本原則の遵守に対する阻害要因を生じさせるプレッシャーに直面する可能性がある。プレッシャーは明示的又は暗示である可能性があり、以下から生じる可能性がある。

- 例えば同僚又は上司から等、所属する組織内から
- ベンダー、顧客又は貸し手等、外部の個人又は組織
- 内部的又は外部的な目標及び期待

270.3 A2 基本原則の遵守に対する阻害要因につながる可能性のあるプレッシャーの例には、以下が含まれる。

- 利益相反に関連するプレッシャー：
 - 職業会計士の所属する組織のベンダーとなることを目的として売り込みを行う家族のメンバーからの、他のベンダー候補ではなくその家族のメンバーを選定することを求めるプレッシャー

セクション210の「利益相反」も参照のこと。

- (略)

- 報酬の水準に関連するプレッシャー

- 職業会計士により、他の職業会計士に対して行使される、技術的及び専門的専門家としての基準に準拠した業務を実施する上で十分かつ適切なリソース（人的、技術的及び知的リソースを含む）を許容しない報酬水準で専門業務を提供するよう促すプレッシャー

セクション330、「金銭その他の種類の報酬」も参照のこと。

270.3 A3 プレッシャーにより生じる脅威の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。

- プレッシャーを行使している個人の意図並びにプレッシャーの内容及び程度
- (略)

セクション 320

職業上の選任

(略)

要求事項及び適用指針

依頼人及び業務の受嘱

総則

- 320.3 A1 誠実性又は職業的専門家としての行動の原則の遵守に対する阻害要因は、例えば、依頼人に関連する疑わしい事項（その所有者、経営者又は活動）から生じる可能性がある。そうした阻害要因を生じさせる可能性のある事項には、違法な活動への依頼人の関与、不正行為、財務上の疑わしい慣行又はその他の非倫理的行動が含まれる。
- 320.3 A2 (略)
- 320.3 A3 業務チームが専門業務を実施する能力を有していない、又は獲得できない場合、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益の阻害要因が生じる。
- 320.3 A4 そうした阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。
- 以下に関する適切な理解
 - 依頼人の事業内容
 - 事業運営の複雑性
 - 業務上の要求事項
 - 実施する業務の目的、内容及び範囲
 - 関連する業界又は主題に関する知識
 - 関連する規制上又は報告上の要求事項に関する経験
 - 有能に実施できる場合にのみ業務が受嘱されるということについて合理的な保証を提供するようデザインされた、品質管理の方針及び手続の存在
 - 報酬の水準、及び職業会計士の営利上及び市場における優先事項を考慮して、必要となるリソースに関する配慮がどの程度か。
- 320.3 A5 セーフガードとなる可能性のあるアクションの例（以下略）

セクション 330

報酬及びその他の対価

(略)

適用指針

報酬の水準

- 330.3 A1 報酬の水準は、技術的及び専門的専門家としての基準に準拠して専門業務を実施する職業会計士の能力に影響を与える可能性がある。
- 330.3 A2 職業会計士は、適切とみなされるいかなる報酬額も提示できる可能性がある。別の会計士よりも低い報酬額の提示それ自体は非倫理的ではない。しかし、提示された報酬の水準は、その提示された報酬額が適用される技術的及び専門的専門家としての基準に準拠して業務を実施することが困難となることがあるほど低い場合、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益の阻害要因を生じさせる。
- 330.3 A3 そうした阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。
- 依頼人が業務の条件、特に報酬の決定の基礎、及び対象となる専門業務を把握しているかどうか。
 - 報酬の水準が、規制当局等の独立した第三者によって設定されているかどうか。
- 330.3 A4 自己利益の阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には、以下が含まれる。
- 報酬の水準又は業務の範囲の調整
 - 適切なレビューアーに、実施された業務を検証させること。

セクション 400

監査及びレビュー業務に関する独立性に対する概念的枠組みの適用

序説

総則

- 400.1 会計事務所等所属の職業会計士は、監査又はレビュー業務を実施する際、独立性を保持していることが公共の利益にかなっており、かつ倫理規程により求められる。
- 400.2 本パートは、別段の定めのない限り、監査及びレビュー業務の双方に適用される。「監査」、「監査業務チーム」、「監査業務」、「監査業務の依頼人」及び「監査報告書」の用語は、レビュー、レビュー業務チーム、レビュー業務、レビュー業務の依頼人及びレビュー業務報告書にも等しく提供される。
- 400.3 本パートでは（以下略）

パート 4B – 監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する独立性

セクション 905

報酬

序説

- 905.1 会計事務所等は、基本原則を遵守し、独立性を保持し、かつセクション 120 に規定する概念的枠組みを適用し、独立性に対する阻害要因を識別し、評価してそれに対処することが求められる。
- 905.2 金銭その他の種類の報酬は、自己利益の阻害要因又は不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせる場合がある。本セクションは、保証業務の依頼人に請求される報酬から生じる独立性に対する阻害要因の識別、評価及びそれへの対処を目的とした概念的枠組みの適用に関連する、具体的な要求事項及び適用指針を規定している。

要求事項及び適用指針

保証業務の依頼人により支払われた報酬

- 905.3 A1 報酬が保証業務の依頼人と交渉され、保証業務の依頼人によって支払われた場合、自己利益の阻害要因を生じさせるとともに、独立性を阻害する不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせる可能性がある。
- 905.3 A2 概念的枠組みの適用には、会計事務所等が保証業務の依頼人に対して保証業務を受嘱する以前に、保証業務の依頼人に提案された報酬によって生じる独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかを判断することが求められる。また、概念的枠組みの適用には、業務期間中に事実及び状況が変化する場合に、そうした阻害要因を再評価することも求められる。
- 905.3 A3 報酬が保証業務の依頼人によって支払われた場合に生じる阻害要因の水準を評価する上で関連する要素には、以下が含まれる。
- 保証業務に対する報酬の水準、及び会計事務所等の営利上及び市場における優先事項を考慮して、必要となるリソースに関する配慮がどの程度か。
 - 業務に対する報酬の水準と業務の成果との因果関係の程度
 - 会計事務所等又はネットワーク・ファームによって提供される業務の文脈における報酬の水準
 - 会計事務所等又はパートナーにとっての依頼人の重要性
 - 依頼人の性質
 - 保証業務の内容
 - 報酬の合意に対する統治責任者の関与
 - 報酬の水準が、規制当局等の独立した第三者によって設定されているかどうか。
- 905.3 A4 120.15 A3 に記載されている条件、方針及び手続（特に、会計事務所等によりデザインされ適用されている、IAASB により発行されている品質管理基準に沿った品質管理体制の存在）も、独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかの評価に影響を与える可能性がある。

905.3 A5 以下の要求事項及び適用指針は、阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかを判断する際に、**において更なる評価が必要となる可能性がある状況を識別している。そうした状況に関して、適用指針には、阻害要因の評価に関連する可能性のある追加的要素の例示が含まれている。**

保証業務に対する報酬の水準

905.4 A1 保証に対してか又は他の業務に対してかを問わず、保証業務の依頼人に請求される報酬の決定は、会計事務所等が、技術的及び職業的専門としての基準に関する要求事項を含め、**具体的な業務に関連する事実及び状況を勘案して下す経営判断である。**

905.4 A2 保証業務の依頼人によって支払われた場合の保証業務に対する報酬の水準によって生じる自己利益の阻害要因及び不当なプレッシャーを受ける脅威の水準を評価する際に**関連する要素には、以下が含まれる。**

- **保証業務に対する報酬に関する会計事務所等の営利上の論理的根拠**
- **依頼人により、保証業務に対する報酬を削減する目的で不当な圧力が加えられた又は加えられているかどうか。**

905.4 A3 そうした阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には**以下が含まれる。**

- **保証業務に参加していない適切なレビューアーに、業務の範囲及び複雑性を考慮して、提案された報酬の合理性を評価させること。**
- **保証業務に参加していない適切なレビューアーに、実施された業務を検証させること。**

成功報酬

905.5 A1 成功報酬は、取引の成果又は実施した業務の結果に関連してあらかじめ決定された基礎に基づいて算定される。仲介者を通じて請求される成功報酬は、間接的成功報酬の例となる。本セクションでは、裁判所又は公的機関により確立された報酬は成功報酬とはみなされない。

R905.6 会計事務所等は、保証業務に対して、直接的又は間接的に成功報酬を請求してはならない。

R905.7 会計事務所等は、非保証業務の成果、従って報酬の額が、保証業務の主題情報にとって重要である事項に関する将来的な又は現時点での判断に依存する場合、保証業務の依頼人に提供される非保証業務に対して、直接的又は間接的に成功報酬を請求してはならない。

905.7 A1 R905.6及びR905.7により、会計事務所等が保証業務の依頼人との間で、成功報酬に関する特定の取り決めに結ぶ可能性は排除される。保証業務の依頼人に対する非保証業務を提供する際において、成功報酬に関する取り決めの可能性が排除されない場合であっても、**自己利益の阻害要因の水準には影響を与える可能性がある。**

905.7 A2 そうした阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。

- 可能性のある報酬額の範囲
- 成功報酬の根拠となる成果を、適切な権限を有する者が判断しているかどうか。
- 想定利用者に対する、会計事務所等により実施される業務及び報酬の基礎の開示
- 業務の内容
- 主題情報に関する事象又は取引の影響

905.7 A3 自己利益の阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例に

は、以下が含まれる。

- 非保証業務の実施に関与しなかった適切なレビューアーに、関連する保証業務を検証させること。
- 報酬の基礎に関して、依頼人から書面による事前の同意を得ること。

報酬総額: 期限経過の未収報酬

905.8 A1 保証業務の期間において、保証業務又はその他の業務に対して保証業務の依頼人により支払われる報酬が期限を経過しても未収である場合、自己利益の阻害要因の水準が影響を受ける可能性がある。

905.8 A2 一般的に、会計事務所等は保証報告書が発行される前にそうした報酬の支払いを受けることが期待される。

905.8 A3 そうした自己利益の阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。

- 会計事務所等にとっての期限経過の未収報酬の重要性
- 報酬が期限を経過して未収となっている期間の長さ
- 期限経過の未収報酬の支払いに対する依頼人又は他の関連当事者の能力及び意欲に対する、会計事務所等の評価

905.8 A4 そうした阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には以下が含まれる。

- 期限経過の未収報酬について部分的な支払いを得ること。
- 保証業務に参加していない適切なレビューアーに、実施された業務を検証させること。

R905.9 保証業務の依頼人から支払われるべき報酬の相当部分が、長期間にわたって未払いのままとなっている場合、会計事務所等は以下を判断しなければならない。

- (a) 期限経過の未収報酬は、依頼人に対する貸付金に等しい可能性があるか。等しい場合、セクション911に規定する要求事項及び適用指針が適用される。
- (b) 会計事務所等が再び選任されること、又は保証業務を継続することが適切かどうか。

報酬総額: 報酬依存度

905.10 A1 保証業務において結論を表明する会計事務所等により、保証業務の依頼人から生じる報酬総額が当該会計事務所等の報酬総額の大きな部分を占める場合、当該依頼人からの報酬への依存並びにその喪失による損失に対する懸念は、自己利益の阻害要因の水準に影響を与え、不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせる。

905.10 A2 自己利益の阻害要因及び不当なプレッシャーを受ける脅威は、たとえ保証業務の依頼人が保証業務に対する報酬の交渉又は支払いに責任を負っていないとしても、905.10 A1に記載されている状況で生じる。

905.10 A3 会計事務所等の報酬総額を算定するに当たって、会計事務所等は、適切な場合、利用可能な前会計年度からの財務情報を使用し、その情報に基づいて割合を見積もる場合がある。

905.10 A4 そうした自己利益の阻害要因及び不当なプレッシャーを受ける脅威の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。

- 会計事務所等の運営体制
 - 会計事務所等が、いずれかの保証業務の依頼人への依存度が低減される程度に多角化すると期待されるかどうか。
- 905.10 A5 そうした阻害要因に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には以下が含まれる。
- 依頼人に対して提供される、保証業務以外の業務の程度を削減すること。
 - 会計事務所等の依頼人基盤を拡大し、保証業務の依頼人への依存を軽減すること。
- 905.10 A6 自己利益の阻害要因又は不当なプレッシャーを受ける脅威は、会計事務所等により保証業務の依頼人から生じる報酬が、パートナー個人の依頼人からの収益の大きな部分を占める場合に生じる。
- 905.10 A7 そうした阻害要因の水準の評価に関連する要素には、以下が含まれる。
- 特定のパートナーに対する保証業務の依頼人の質的及び量的重要性
 - パートナーの報酬が、当該依頼人から生じる報酬に依存している程度
- 905.10 A8 自己利益の阻害要因又は不当なプレッシャーを受ける脅威に対処するためのセーフガードとなる可能性のあるアクションの例には、以下が含まれる。
- 保証業務チームのメンバーではなかった適切なレビューアーに業務を検証させること。
 - パートナーの報酬が、保証業務の依頼人から生じる報酬によって重大な影響を受けないう徹底を図ること。
 - パートナーの依頼人基盤を拡大し、依頼人への依存を軽減すること。

現行版からの修正履歴 (翻訳省略)

適用日

- セクション 410 の改訂およびパート 4A の適合修正について：2022 年 12 月 15 日以降に開始する期間の財務諸表の監査に適用される。
- セクション 905：期間を対象とする主題に関する保証業務については、2022 年 12 月 15 日以降に開始する期間から適用され、そうでない場合は、2022 年 12 月 15 日から適用される。
- IESBA 倫理規程の他のセクションへの適合修正は、2022 年 12 月 15 日から適用される。

早期適用を認める。

職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）、公開草案、コンサルテーション・ペーパー等の IESBA の公表物は、IFAC が公表し、その著作権は IFAC にある。

IESBA 及び IFAC は、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

「国際会計士倫理基準審議会」、「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」、「国際会計士連盟」、「IESBA」、「IFAC」、IESBA のロゴ、及び IFAC のロゴは、米国及びその他の国で登録された IFAC の商標又は登録商標及びサービスマークである。

著作権©IFAC 2021 年 4 月。無断複写・転載を禁ず。個人及び非商業的使用の目的で使用される場合を除き、この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については IFAC の許可書が必要となる。permissions@ifac.org に連絡されたい。

発行:



2021年4月に国際会計士連盟（IFAC）の国際会計士倫理基準審議会（IESBA）によって、英語で公表された「報酬に関する IESBA 倫理規程の改訂」は、2021年7月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。「報酬に関する IESBA 倫理規程の改訂」の翻訳のための手続は、IFAC により検討されており、当該翻訳は、IFAC のポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Revisions to the Fee-related Provisions of the Code の英語文 ©2021年4月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「報酬に関する IESBA 倫理規程の改訂」の日本語文 ©2021年7月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Revisions to the Fee-related Provisions of the Code ISBN：-